

鳥取環境大学開学10周年記念事業

教育・研究充実のための基金造成

募 金 趣 意 書



学校法人鳥取環境大学

開学10周年記念事業実行委員会

ご挨拶とお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より鳥取環境大学に対するご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取環境大学は、鳥取県と鳥取市が設立した「公設民営方式」の大学として2001年（平成13年）4月に開学し、皆様方をはじめとする各界・各位の暖かいご支援により2010年（平成22年）に開学10年目を迎えることとなりました。

この間、地球温暖化をはじめ、食糧・資源・エネルギーの不足、廃棄物処理など、人類社会が直面している環境問題はさらに困難さを増してきております。本学は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うという基本理念の下に、環境問題に重点的に取り組む大学として日々教育・研究活動に取り組み、21世紀を担う次代の人材の育成に努めて参りました。

また、2005年（平成17年）4月には大学院「環境情報学研究科」を設置し、2009年（平成21年）4月には「環境政策経営学科」「環境マネジメント学科」「建築・環境デザイン学科」「情報システム学科」の4学科体制に改組し、同年7月には「鳥取環境大学サステナビリティ研究所」を開設するなど教育・研究体制の充実を図って参りました。さらには本学独自の奨学金制度の導入や授業料減免制度の充実・拡大、BDFスクールバスの運行、パソコン要約筆記など障がいのある学生への教育支援、就職活動への手厚い支援など、学生生活に対するサポートを充実させてきたところです。

さて、このたび開学10年をひとつの節目として、本学では、新たに基金を設立することといたしました。皆様からの浄財を原資とし、教育・研究活動をさらに充実させるための資金に充てたいと考えております。

つきましては、非常に厳しい経済情勢の折、誠に恐縮ではございますが、この趣旨に対する皆様のご理解とご賛同を賜り、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

平成21年11月

学校法人鳥取環境大学
理事長 八村 輝夫

開学10周年記念事業実行委員会委員長
鳥取環境大学 学長 古澤 巖

寄付金のご案内

1 寄付金目標額

3,000万円

2 寄付金の使途

教育・研究充実のための基金設立の原資とする。

3 寄付金の種類

(1) 個人を対象とするもの 一口 3,000円

(2) 法人を対象とするもの 一口20,000円

※上記のとおり基準を設けていますが、金額の多寡にかかわらずありがたくお受けいたします。なお、この寄付金は所得税法及び法人税法により税額が減免される優遇措置を受けられる場合があります。詳しくは裏面の「税の優遇措置について」をご覧ください。

4 寄付金の募集期間

平成21年11月～平成23年3月

5 申込み方法

「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、同封の封筒により鳥取環境大学総務課宛にお送りください。または、本学ホームページから所定の様式に必要事項をご入力の上、お申し込みください。銀行口座への入金を確認後、寄付金受領証をお送りいたします。

6 納金方法

指定の「振込用紙」に必要事項をご記入の上、下記の口座へお振込ください。

〈口座名義〉 学校法人鳥取環境大学 記念事業口

〈口座番号等〉

・ 山陰合同銀行鳥取県庁支店（普）3625330

・ 鳥取銀行鳥取県庁支店（普）0018681

・ 鳥取信用金庫正蓮寺支店（普）0323549

・ ゆうちょ銀行 01360-5-100729

（他行等からお振込の場合 一三九店（店番139）当座0100729）

担 当：事務局総務課財務担当

電 話：0857-38-6706

FAX：0857-38-6709

E-mail：soumu@kankyo-u.ac.jp

寄付金に対する「税の優遇措置について」

この寄付金は個人・法人を問わず、税の優遇措置の対象となります。

区分	優遇措置の内容	優遇措置を受けるための手続き
個人	次の算式により算出される額について所得からの控除が受けられます。 控除額＝年間の寄付金(年間総所得金額等の40%を限度)－5千円	その年の確定申告において、本学から交付する下記の書類を税務署に提出してください。 ・寄付金受領書 ・特定公益増進法人証明書(写し)
法人	一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の算式により算出される額を限度として損金算入が認められます。 (所得金額×5%＋資本等の金額×0.25%)×1/2	法人税の申告において、本学から交付する下記の書類を税務署に提出してください。 ・寄付金受領書 ・特定公益増進法人証明書(写し)

※ 法人については、上記の計算式によると、寄付金額が損金算入額を上回ってしまう場合は、全額損金算入が可能となる「指定寄付金」の制度があります。「指定寄付金」としての取扱いを希望される場合は、担当までご連絡ください。